

市民農園の使用について

1 使用期間 令和8年4月1日から令和10年2月29日まで

2 使用料 1区画 月額750円

令和8年度分（令和8年4月～令和9年3月分）9,000円（納期限：令和8年4月30日）
令和9年度分（令和9年4月～令和10年2月分）8,250円（納期限：令和9年4月30日）

・納付された使用料は原則返還いたしません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を返還します。

○使用者の責めによらない理由により、使用することができないとき。

○本市の都合により使用承認を取り消されたとき。

3 使用面積 1区画約15平方メートル

4 市民農園の使用取消（逗子市市民農園条例第5条）

- (1)使用者が使用の許可の取消しを申し出たとき。
- (2)この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3)不正な手段をもって使用の許可を受けたとき。
- (4)使用の目的以外に使用したとき。
- (5)使用の許可条件に違反したとき。
- (6)使用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。
- (7)その他市民農園の管理上支障があると認められるとき。

※指定した期日までに使用料を納付いただけない場合、使用を取り消す場合がありますのでご注意ください。

5 貸付終了時

市民農園の使用期間が満了したときは、速やかに市民農園の使用区画を原状に回復し、返還してください。

6 その他

市民農園には、水道、トイレ、駐車場、物置（一部の農園を除く）はありません。

また、隣接している住宅に迷惑をかけないようにしてください。

お問い合わせ
逗子市市民協働部経済観光課
TEL：046-873-1111（内線283）
メールアドレス：keizai@city.zushi.lg.jp